

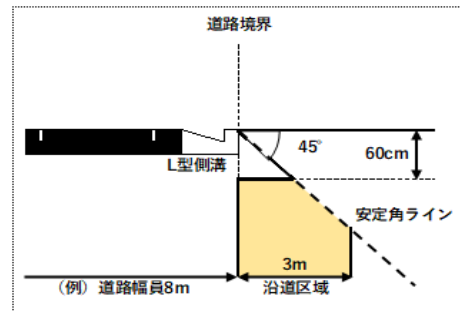
沿道掘削施工協議書作成要領

江東区が管理する道路では、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路法第44条の規定に基づき沿道区域が指定されています。その区域内で行われる60cm以上の掘削工事については、事前に施工協議が必要となります。

1 沿道掘削施工協議が必要な区域

下表の沿道区域内において、60cmかつ45度の安定角ラインより深く掘削する場合は、協議の対象です。

	前面の道路幅員	沿道区域
A	20m以上	5m
B	6m以上20m未満	3m
C	6m未満	道路幅員の1/2



2 協議書の記載方法

別記第1号様式（第4条、第5条関係）

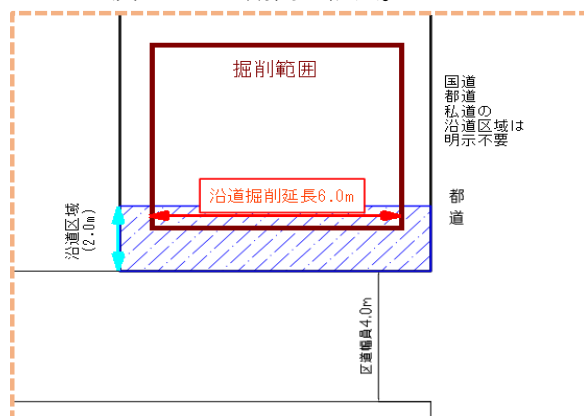
沿道掘削施工協議書		年 ①月 日
江東区長 殿	協議者	住所
		法人名
		氏名（代表者） ②
		現場担当者及び連絡先 電話
下記のとおり沿道区域を掘削したいので、関係図書を添付の上、協議します。		
工事名	③	
掘削場所（住居表示）	江東区 ④	
掘削範囲	掘削延長 ⑤ m	掘削深度 ⑤ m
掘削期間	年 月 日から ⑥ 年 月 日	

- ① 年月日については、提出年月日を記入してください。
- ② 協議者については、氏名・法人名・氏名（代表者）、現場担当者及び連絡先を記入してください。押印不要です。
なお、協議者は原則施主（事業主）ですが、施工者が協議する場合は、施主からの委任状を添付してください。
- ③ 工事名については、「〇〇ビル新築工事」等、具体的に記入してください。
- ④ 掘削場所については、**住居表示**で記入してください。

⑤ 掘削範囲について

- (1)掘削延長…区道に面している沿道区域内の掘削延長を記入。（区以外が管理する道路は不要）
→区道に対して斜めに掘削する場合は、延長は区道と平行な延長で算出すること。
- (2)掘削深度…区道に面している沿道区域内の道路地盤（GL）から根切りの深さを記入。

- ⑥ 掘削期間については、杭打ちから埋戻しまでの期間を記入。



3 協議書類（*の付いている様式はホームページにあります）

以下の書類を**ファイリング**して**3部**提出してください。**インデックスは不要**です。

A4縦向きを基本とし、必要に応じて**図面等はA3用紙横向き**としてください。

【ホームページ】江東区トップ>環境・まちづくり>道路・橋>道路の手続き>沿道掘削施工協議

<https://www.city.koto.lg.jp/470209/machizukuri/dorohashi/doro/8735.html>

ホームページQRリンク



- ☐ (1) 沿道掘削施工協議書 *
- ☐ (2) 誓約書 *
- ☐ (3) 委任状 * …協議者が施工者の場合は必須
- ☐ (4) 添付図書
 - ☐ ① 案内図
 - ☐ ② 工事仕様書 *
 - ☐ ③ 建築確認済証の写し(概要書や添付図面等は不要) ※解体工事は不要
 - ☐ ④ 根切及び山留仕様書 *
 - ☐ ⑤ 山留計算書 …杭頭の変位量は30mm以内
 - ☐ ⑥ 根切図及び根切・山留断面図 …区道の沿道区域を明示すること
 - ☐ ⑦ 基礎伏図
 - ☐ ⑧ 建物1階平面図
 - ☐ ⑨ 現況写真 … A4用紙(縦)にカラー印刷してください。

・沿道状況を3方向から(左右と正面)

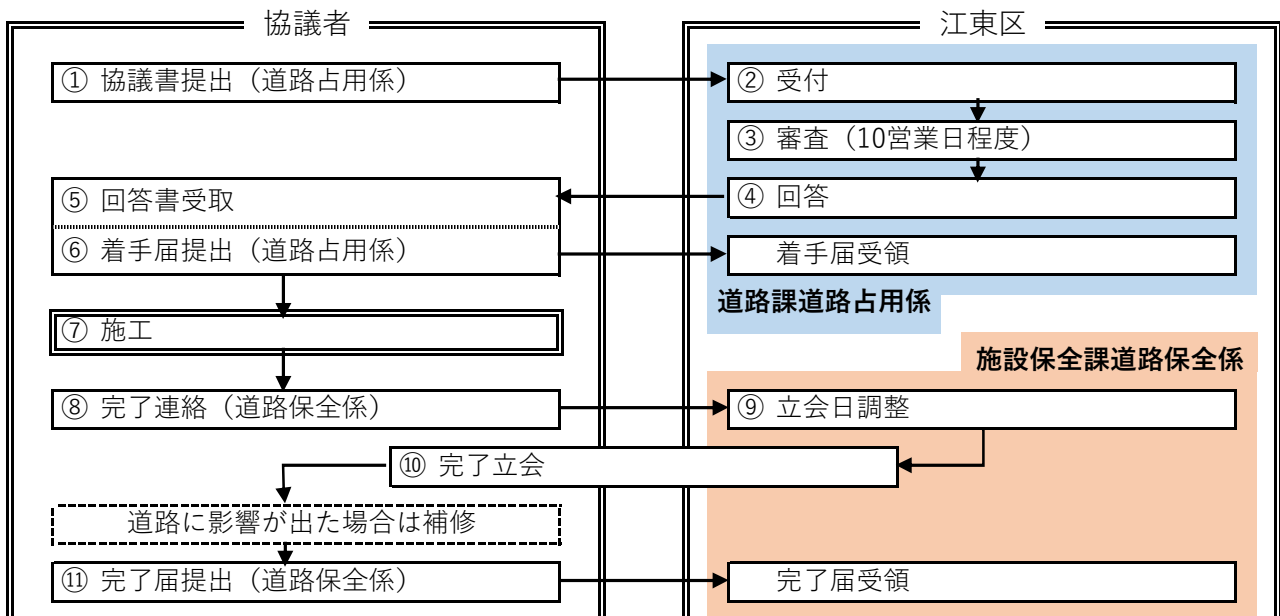
※ただし、掘削延長が10mを超える場合は、10m毎に正面から追加撮影。

・舗装面、L形側溝、境石等の状況が分かる写真。

※万一道路に影響が出た場合、工事前と比較ができるよう撮影。

4 協議・施工・完了のながれ

協議から回答まで**10営業日程度**かかります。余裕をもって協議してください。



5 連絡先

(1) 協議書の提出・着手に関すること

道路課道路占用係

03-3647-9689

江東区東陽四丁目11番28号 防災センター3階

(2) 施工の完了・立会に関すること

施設保全課道路保全係

03-3642-5004

江東区木場二丁目11番1号 江東区道路事務所